○内閣府令・経済産業省令第一号

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七十二号）及び消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第四号）の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　萩生田光一

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売 第一節　［略］ 第二節　訪問販売（第三条―第七条の五） ［第三節～第五節　略］ 第二章　連鎖販売取引（第二十四条―第三十一条の四） 第三章　特定継続的役務提供（第三十一条の五―第三十九条の二の三） 第四章　業務提供誘引販売取引（第三十九条の三―第四十六条の四） ［第五章・第六章　略］ 附則	目次 第一章　訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売 第一節　［同上］ 第二節　訪問販売（第三条―第七条の四） ［第三節～第五節　同上］ 第二章　連鎖販売取引（第二十四条―第三十一条の三） 第三章　特定継続的役務提供（第三十一条の四―第三十九条の二の二） 第四章　業務提供誘引販売取引（第三十九条の三―第四十六条の三） ［第五章・第六章　同上］ 附則
第六条　法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。	**第六条**　法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一　商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の五において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ロ　イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤
一　商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の四において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ロ　イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤